

建設業 K Y T シート

No.3 公道に三脚を立てて、住宅の庭木の剪定作業

どんな危険がありますか？

あなたならどうしますか？



作業の状況

公道に三脚を立てて住宅の庭木の剪定作業をしています。

建設業労働災害防止協会

整理 番号	3	業 種	造園工事	作業の 種 類	庭 木 の 剪 定 作 業	災害の 種 類	墜 落 飛来・落下
1 作業状況							
公道に三脚を立てて、住宅の庭木の剪定作業							
2 予想される危険							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 公道に三脚を立てているので、通行人や通行車両が三脚に接触して転倒する。 2. 切り枝や剪定用具が落下して、通行人や通行車両に当たる。 3. 三脚の開き止めがないので、三脚がすべり転倒する。 4. 三脚に背を向けて作業しているので、バランスを崩し墜落する。 5. 保護帽を着用していないので、転倒時に頭部を負傷する。 							
3 安全対策・事前処置							関係条文
<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業範囲内は、関係者以外立入禁止の措置をする。 2. 誘導員を配置する。 3. 三脚の足元の養生をする。 4. 三脚には開き止めをつける。 5. 三脚に背を向けて作業しない。 6. 同じ段に両足をのせて作業しない。 7. 剪定作業のしやすい場所に三脚を移動し、無理な姿勢で作業しない。 8. 保護帽を着用する。 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 安衛則第537条 (物体の落下による危険防止) ・ 安衛則第528条 (脚立)